

## 航空機利用における合理的配慮の提供状況等

障害者差別解消法の対応指針における (2)合理的配慮の提供の具体例における該当項目		春秋航空日本(株)
多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる事例		対応状況等
1	WEBサイトにて、障害のある利用者用の情報を分かりやすく掲載する。	自社ホームページ内の「お手伝いをご希望のお客様」に情報を掲載しています。
2	車いすの貸し出しを行う。	国内の全ての就航空港において貸出用車いす(無料)を用意しています。
3	利用者自身で使用する車いすは無料で預かる。	お客様自身が使用する車いすは無料で受託しています。(1点まで)
4	杖・松葉杖(先の尖ったものを除く)の機内の持ち込みを許可する。	杖や松葉杖(先の尖ったものは除く)は無料で機内持込が可能です。
5	車いす使用者に対して、一般の利用者に優先して搭乗を開始する。	車いすを使用している等お手伝いが必要なお客様には、搭乗手続きの際に優先搭乗をご案内の上、一般のお客様に優先して搭乗を開始しています。
6	安全に関する案内について、視覚障害のある利用者に対して、個別に口頭にて案内を実施する、もしくは点字によるパンフレットを用意する。	視覚障害のあるお客様に対する安全に関する案内については、個別に口頭で実施しています。また、機内に点字パンフレットを用意しています。
7	聴覚障害あるいは言語障害のある利用者に対して、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段(メモや筆談ボードなど)を用いて対応する。	障害特性に応じたコミュニケーション手段として、筆談ボードを用意しています。
8	視覚障害のある利用者や握力の弱い利用者に対して、機内食の包装の開封を手伝う。	ご希望に応じて、機内販売品の包装開封等のお手伝いを行っています。
9	障害のある利用者が化粧室に行く際に、移動を手伝う。	ご希望に応じて、移動のお手伝いを行っています。
過重な負担とならない場合に、提供することが望ましいと考えられる事例		対応状況等
1	障害のある利用者専用の窓口を設置する。	専用窓口はありませんが、コールセンターにてご予約・ご相談等をお受けしています。また、耳や言葉の不自由なお客様のためのファクスサービスを実施しています。
2	膝を曲げることが困難な利用者に、可能な限り利用者の要望に沿った座席を用意する。	ご希望の座席を指定する場合は、別途座席指定料金がかかります。ただし、安全上の理由により利用できない座席があります。
3	人的対応が可能な場合で、利用者の状況により利用者の希望があれば、チェックインカウンターから搭乗口へ、又は搭乗口から到着ロビーの間、係員が同行する。	ご希望に応じて、対応可能な範囲内で実施しています。
4	人的対応が可能な場合で、利用者の希望があれば、車いすのサイズと重量が対応可能な範囲内で、利用者自身の車いすを搭乗口にて預かる。	空港施設の条件が合わない等の場合を除き、ご希望に応じて、対応可能な範囲内で実施しています。
5	調整可能な範囲で、車いすを使用され、かつ階段の昇降ができない利用者の予約がある場合は、ボーディングブリッジのあるスポット又はリフトカー等を準備する。	パッセンジャーボーディングリフトを成田に配備(他社所有設備を共用)しています。その他空港では通常ボーディングブリッジのあるスポットを使用しています。
参考：当該航空会社の専用ページ等		<a href="http://jp.ch.com/advanced-70-apply">お手伝いをご希望のお客様</a> <a href="http://jp.ch.com/advanced-70-apply">http://jp.ch.com/advanced-70-apply</a>